（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業
基本協定書（案）

【修正版：令和８年３月 13 日】

削除: 令和７年 11 月 20 日

令和７年９月 24 日

横 浜 市

（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業
基本協定書

横浜市（以下、「市」という。）と、●●、●●をその構成員とし（これらの企業を、以下、個別に又は総称して「構成員」という。）、●●、●●をその協力会社とし（以下、「協力会社」という。）、構成員のうち●●（以下、「代表企業」という。）をその代表者とする[●●：グループ名]（以下、「落札者」という。）は、（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業に関し、次のとおり、基本協定書（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条　本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　本事業　「（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業」をいい、ＰＦＩ事業及び自主事業から成る。

（2）　ＰＦＩ事業　本事業のうち、市がＰＦＩ法に基づく特定事業として選定し、ＰＦＩ事業者が実施する、本施設の設計、建設及び工事監理、並びに開業準備、維持管理及び運営を個別又は総称した事業をいう。

（3）　ＰＦＩ事業者　ＰＦＩ事業を実施することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として落札者の構成員が設立する特別目的会社（SPC）をいう。

（4）　本施設　本事業内で整備される複合棟、体育館棟、校庭、駐輪場及び駐車場の総称。

（5）　入札説明書等　本事業に係る入札説明書及びその附属資料（要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案））、並びにその質問回答書をいう。

（6）　提案書　入札説明書等の規定に基づき、落札者が市に対して提出した提案書及び図面に含まれる本事業に関する一切の提案をいう。

（7）　ＰＦＩ法　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

（目的）

第2条　本基本協定は、本事業に関し、[●●：グループ名]が、総合評価一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、本事業のうち、ＰＦＩ事業及びＰＦＩ事業に係る資金調達並びにこれらに付随関連する一切の事項に関する契約（以下、「事業契約」という。）を、ＰＦＩ事業者と市とが締結することに向けた、市及び落札者の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る市と落札者との間の了解事項を確認することを目的とする。

（当事者の義務）

第3条　市及び落札者は、ＰＦＩ事業者と市とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、横浜市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

２　事業契約の締結のための協議においては、落札者は、本事業の選定手続にかかる横浜市民間資金等

活用事業審査委員会及び市の要望事項を尊重する。

３　落札者のうち構成員は、本事業の入札手続において提出した提案書所定の資金調達計画等に従い、ＰＦＩ事業者に出資するとともに、ＰＦＩ事業者への出資者を募り又はＰＦＩ事業者による借り入れ、その他の資金調達を実現させるものとする。

（ＰＦＩ事業者の設立）

第4条　落札者は、事業契約の仮契約の締結予定日の前日までに、次の各号の条件に従い、ＰＦＩ事業者を設立するものとする。

（１）　会社法上の株式会社とすること。

（２）　資本金は、[●●円：提案内容を反映]とすること。

（３）　本店所在地は、横浜市内とすること。

（４）　定款には、会社法第 107 条第２項第１号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを規定すること。

（５）　会計監査人設置会社とすること。

２　落札者は、構成員以外の者がＰＦＩ事業者に出資する場合において、構成員以外のＰＦＩ事業者の各出資者が、次の各号の要件を満たすことをＰＦＩ事業者の設立前に、市に通知するものとする。

（１）　「横浜市契約規則」（昭和 39 年３月横浜市規則第 59 号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に定めた資格を有する者であること。

（２）　「横浜市指名停止等措置要綱」（平成 16 年４月１日）及び「横浜市指名停止等措置要綱運用基準」（令和７年４月１日）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申し立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

（４）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

（５）　「破産法」（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。

（６）　「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

（７）　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者でないこと。

（８）　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

（９）　国税、地方税を滞納している者でないこと。

（１０）　ＰＦＩ法第９条第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

３　落札者は、事業契約の仮契約の締結日において、次の各号の書類を市に対して提出するものとする。

（１）　ＰＦＩ事業者の履歴事項全部証明書

（２）　ＰＦＩ事業者の認証済み原始定款の原本証明付写し

（３）　全構成員の作成に係る別紙１の様式及び内容による出資者保証書

（４）　構成員以外の者がＰＦＩ事業者に出資する場合においては、構成員以外のＰＦＩ事業者の各出資者の作成に係る別紙２の様式及び内容による誓約書

４　構成員は、必ずＰＦＩ事業者に出資するものとし、事業契約に定める契約期間（以下、「契約期間」という。）にわたり、次の各号の条件に従い、出資を維持するものとする。

（１）　構成員の議決権割合の合計が、ＰＦＩ事業者の総株主の議決権の２分の１を超えること。

（２）　代表企業の議決権割合が、ＰＦＩ事業者の総株主中の最大となること。

５　落札者は、ＰＦＩ事業者をして、創立総会又は株主総会において取締役、監査役及び会計監査人を選任せしめ、これを市に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役、監査役又は会計監査人が改選された場合についても、同様とする。

６　落札者は、ＰＦＩ事業者が増資を行った場合、当該増資完了後速やかに、市に対し、当該増資の結果を踏まえた全構成員の作成に係る別紙１の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとし、また、当該増資の引受けを行う構成員以外の者をして、別紙２の様式及び内容による誓約書を提出させるものとする。

（株式の譲渡）

第5条　構成員は、事業契約が終了するまで、市の書面による事前の承諾なしに、その保有するＰＦＩ事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。

２　構成員は、前項に定める市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当該譲渡完了後速やかに、市に対し、当該譲渡の結果を踏まえて、全構成員の作成に係る別紙１の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとし、また、当該譲渡に係る譲受人をして、別紙２の様式及び内容による誓約書を提出させるものとする。

（業務の委託、請負）

第6条　落札者は、ＰＦＩ事業者をして、本事業の実施に関し、構成員又は協力会社に、別紙３記載の業務をそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

２　前項に基づきＰＦＩ事業者から各業務を受託し又は請け負った者は、当該受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

（事業契約の仮契約）

第7条　市は、本基本協定締結後、令和８年●月●日［落札者決定後基本協定締結までに市と落札者の協議により決定］までに、ＰＦＩ事業者との間で、事業契約の仮契約を締結するものとし、落札者はＰＦＩ事業者をしてこれを締結させるものとする。なお、事業契約は横浜市議会の議決をもって成立するものとする。

（準備行為）

第8条　落札者は、事業契約成立前にも、自己の費用と責任においてＰＦＩ事業の実施に関し必要な準備行為をすることができ、市は必要、かつ、可能な範囲で、落札者に協力するものとする。

２　前項の市の協力の結果は、事業契約成立後においては、ＰＦＩ事業者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

（事業契約の不締結）

第9条　第 7 条の定めにかかわらず、ＰＦＩ事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員若しくは協力会社が本事業について次の各号のいずれかに該当した場合には、市は、事業契約の仮契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

（１）　構成員若しくは協力会社又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下、「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について同法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、同法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令（以下、「排除措置命令」という。）が確定したとき。

（２）　本事業の入札手続について、構成員等に、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく、課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第２項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ。）。

（３）　前２号に掲げるものの他、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について、同法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

（４）　確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）　構成員又は協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（６）　構成員若しくは協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合。

２　前項の規定に関わらず、事業契約が成立するまでにＰＦＩ事業者の構成員若しくは協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、同項は適用されない。ただし、本事業の入札手続について前項各号のいずれかに該当した場合は、本項は適用されない。

（１）　本事業とは別の事業に関して、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年４月１日制定。以下「措置要綱」という。）別表第２・第３項（独占禁止法違反行為）又は同第５項（競売入札妨害又は談合行為）の措置要件に該当することを理由として指名停止措置を受けた場合。

（２）　本事業とは別の事業に関して、措置要綱別表第１・第７項（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）の措置要件に該当することを理由として指名停止措置を受けた場合。

３　第１項に該当する場合であっても、当該構成員（代表企業である構成員を除く。）又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員若しくは協力会社を補充し又は当該構成員、協力会社を除く構成員、及び協力会社で、すべての入札参加資格を満たし、かつ、ＰＦＩ事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、本事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合には、市は事業契約

削除: 本事業の入札参加資格を欠くに至った場合又は

削除: の入札手続

の仮契約を締結し、また仮契約を締結している場合にはこれを解除しないものとする。なお。構成員又は協力会社を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に、本基本協定の条件に合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を行うものとする。

（事業契約不調又は解除の場合の処理）

第10条　ＰＦＩ事業者と市との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び落札者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、市は、本事業に係る落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を上限とする違約金を当該事由の原因となった構成員及び協力会社に請求できるものとし、当該構成員及び協力会社は、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を市に支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する原因が、措置要綱別表３・第１項（経営不振）の措置要件に該当することによる構成企業又は協力企業の指名停止のみである場合は、市は、本項に基づく違約金を請求しないものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について当該構成員及び協力会社に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

（１）　市が事業契約を締結するか否かにかかわらず、また、事業契約を解除するか否かにかかわらず、構成員又は協力会社が、第９条第１項の各号に該当する場合

（２）　前号の他落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合

３　第１項の定めにかかわらず、事業契約締結の議案が市の議会で否決（落札者の事由により議会で否決される場合を除く。）されたために事業契約の締結に至らなかった場合又は市の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合で、落札者が市に損害の賠償を請求できるときは、かかる損害賠償請求権は第１項が適用されず、落札者の市に対する損害賠償の請求は妨げられないものとする。

（有効期間）

第11条　本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、本事業が終了する日を終期とする。

２　前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らないことが明らかになったと認められる場合又は、事業契約が理由の如何を問わず終了する場合には、当該事業契約の締結不調又は終了を市が落札者に通知した日をもって、本基本協定は終了するものとする。

３　本基本協定の終了後も、第 10 条、第 13 条及び第 14 条の定めは有効とし、市及び落札者を拘束し続けるものとする。

（解除）

第12条　前条の定めにかかわらず、構成員若しくは協力会社が、本事業について、第９条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、市は、本基本協定を解除することができるものと

削除: 第９条の適用により事業契約が不締結となった場合、その他落札者の責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合には

削除: 事業契約不調

削除: 連帯して

削除: 第９条の適用の

削除: 事業契約が成立した

削除: 第４条第４項から第６項まで、第５条、第６条、

削除: 第 13 条

削除: （ただし、第 10 条、第 13 条及び第 14 条以外は事業契約が締結不調となり又は終了し、かつ、市のＰＦＩ事業者に対する一切の債権が完済されるまでの間とする。）

削除: ただし、第４条第４項から第６項まで、第５条及び第６条の定めについては、本基本協定の終了時にＰＦＩ事業者が設立されていた場合に限るものとする。…

削除: 本事業の入札参加資格を欠くに至った場合又は

削除: の入札手続

し、当該解除の日をもって、本基本協定は終了するものとする。

２　前項の定めにかかわらず、ＰＦＩ事業者の構成員若しくは協力会社が第９条第１項第６号に該当する場合であっても、同条第２項各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用されない。なお、疑義を避けるために付言すると、本事業の入札手続について第９条第１項第１号から第５号のいずれかに該当した場合は、本項は適用されない。

削除: が本事業の入札参加資格を欠くに至った

削除: 第９

削除: 項各

（秘密保持）

第13条　市と落札者は、本基本協定に関して相手方より秘密である旨明示して提供を受けた情報（以下「秘密情報」という。）の内容を、自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント（弁護士及び公認会計士を含む。）、ＰＦＩ事業者から本事業に関する業務を受託し、若しくは請け負った者、金融機関等並びにＰＦＩ事業者への出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし又は本基本協定の履行以外の目的に使用してはならず、役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、次の各号に定める情報は秘密情報から除外される。

（１）　当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合

（２）　本基本協定に関して知る前に公知であった場合

（３）　本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合

（４）　本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合

２　前項の定めにかかわらず、市及び落札者は、次の各号に定める場合には、秘密情報を開示することができる。

（１）　裁判所により開示が命じられた場合

（２）　落札者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合

（３）　市が、市の議会に開示する場合

（４）　市が、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年２月横浜市条例第１号）に基づき開示する場合

（５）　その他、市又は落札者が法令に基づき開示する場合

（準拠法及び裁判管轄）

第14条　本基本協定は、日本国の法令及び市の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（協議）

第15条　本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び落札者が協議の上、これを定めるものとする。

（条文以上）

以上を証するため、本書を●通作成し、市、構成員及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日

（市）　横浜市
横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
横浜市長　印

落札者　●●
（代表企業）

印

（構成員）

印

（構成員）

印

（協力会社）

印

別紙１　出資者保証書様式

令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日

横浜市長
〔市　長　名〕殿

出資者保証書

横浜市（以下、「市」という。）及び〔ＰＦＩ事業者名称〕（以下、「ＰＦＩ事業者」という。）との間で、令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日付けで締結された（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業に係る事業契約（以下、「事業契約」という。）に関して、落札者である〔グループ名称〕の構成員である●●（以下、「代表企業」という。）、●●及び●●（以下、「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証します。なお、本書に別段の定義がある場合を除き、本書において用いられる用語は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

１　ＰＦＩ事業者が、令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
２　ＰＦＩ事業者の本日現在における発行済株式総数は〔　〕株であり、うち〔　〕株を当社らが保有し、その内訳は、〔　〕株は●●、〔　〕株は●●、〔　〕株は●●、〔　〕株は●●であること。
３　ＰＦＩ事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の２分の１を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業の議決権の保有割合が、総株主中の最大であり、事業契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
４　ＰＦＩ事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対し、当社らが保有するＰＦＩ事業者の株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面で通知し、市の書面による事前の承諾を得た上で行うこと。また、かかる場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに市に対して提出すること。
５　前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、ＰＦＩ事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
６　当社らが、市の書面による事前の承諾を得てＰＦＩ事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日付けの市と落札者の構成員（当社らを含む。）及び協力会社との間の基本協定別紙２の様式及び内容と同様の誓約書を市へ提出させること。

所在地
社　名
代表者

所在地
社　名
代表者

所在地
社　名
代表者

所在地
社　名
代表者

別紙２　誓約書様式

令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日

横浜市長
〔市　長　名〕殿

誓約書

横浜市（以下、「市」という。）及び〔ＰＦＩ事業者名称〕（以下、「ＰＦＩ事業者」という。）との間で、令和〔　〕年〔　〕月〔　〕日付けで締結された（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業に係る事業契約（以下、「事業契約」という。）に関して、ＰＦＩ事業者の出資者である当社は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証します。なお、本書に別段の定義がある場合を除き、本書において用いられる用語は、事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

１　当社は、本日現在、〔ＰＦＩ事業者名称〕の株式〔　〕株を、保有していること。
２　当社は、保有する〔ＰＦＩ事業者名称〕の株式の譲渡、担保権の設定、その他の方法による処分を行う場合には、市から事前に書面による承諾を得た上で行うこと。また、かかる承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、これを市に速やかに提出し、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その契約締結後速やかに市に提出すること。
３　当社は、本日現在、基本協定書第４条第２項各号の要件を満たすこと。

所在地
社　名
代表者

別紙３　業務の委託又は請負企業一覧

１　統括管理業務
　商号又は名称
　所在地

２　設計業務
　商号又は名称
　所在地

３　建設業務
　商号又は名称
　所在地

４　工事監理業務
　商号又は名称
　所在地

５　維持管理業務
　商号又は名称
　所在地

６　運営業務
　商号又は名称
　所在地

※　上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに商号又は名称及び所在地を記載すること。